検証委員会における検証・検討状況(主な意見等)について

- 1 搬入された再生土に係る対策について
- (1) 再生土に係る検査結果等に関する科学的評価について(別紙1参照)
 - ① 土壌、水質の検査方法
 - 法令、JIS等に定められた方法により実施されており、妥当である。
 - ② 土壌の検査結果
 - 京都府、城陽市の行った合計38検体すべてについて、有害物質は基準以下であり、有害物質による生活環境保全上の支障があるとは認められない。
 - ③ 調整池の水質検査結果
 - ・ 城陽市の行った5検体すべてについて、有害物質は基準以下であり、p H は、 ほぼ中性である。また、京都府が行った検査も同様の結果であり、再生土のp Hの影響は認められない。
 - ・ 再生土が周辺環境に影響を与えていないか確認するため、再生土搬入場所直 近の調整池の水質の p H を定期的に測定することが望ましいと考える。
 - ④ 土質の検査結果
 - 再生土の土質は、かなり強度が上がっており、地盤工学的に問題はない。
 - 雨水等によりぬかるむことがあり得るので、再生土が表面に出ないよう覆土 することは有効である。
 - ⑤ 現地調査等に基づく暫定措置の提言
 - 再生土は高アルカリを示しており、再生土中を浸透した雨水が高アルカリとなり、自然由来の土壌中のヒ素、水銀が溶出しやすくなる可能性も否定できない。
 - ・ 現地調査(4/25)を行った際、再生土が搬入された6か所のうち1か所については、再生土の上を覆っている残土の厚みが薄い部分が一部みられた。 再生土の下にはシルト層があり、地下水への浸透は極めて少ないと考えられるので直ちに問題はないが、念のため、暫定的な雨水浸透防止対策(ビニールシート掛け、覆土等)を実施する必要があると判断し、梅雨期前に対応を講ずるよう提言を行った。
- (2) 覆土の行政指導に至るまでの法的検証について(別紙2参照)
 - ・ 再生土が持ち込まれたことは違法であるが、これに対して何ができるかは法律

の規定に従うこととなるため、法律の要件である生活環境保全上の支障がない場合には措置命令は発出できない。

- ・ 行政指導の範疇には撤去指導も入り、また、関係者の誰に対しても指導することはできるが、合理的なものとして相手方の同意を得る必要があり、従わせるように強制することは違法となる場合もある。
- 行政指導にも合理的根拠が必要であり、対策の必要性、効果等とそれに要する 費用、労力等との比例原則から、おのずと行政指導にも限界がある。

2 産業廃棄物を搬入させないための対策について

- ・ 再生土は「資材」という名目で搬入されたが、条例上、「資材」と「土砂等」の 定義、概念を明確にする必要がある。
- ・ 山砂利採取跡地の復原に向けた全体計画を示した上で個別の埋戻しを検討し、目 的にあった埋戻し材(残土)とその他の資材の基準等を決めるべきである。

3 地下水への影響に係る市民の不安に対する方策について

(1) 全般的事項

- ・ 市民の不安を払拭するためには、科学的データをきちんと出すことが必要である。
- ・ 情報公開を徹底して行うとともに、科学的に安全であるということを広報する ことも必要である。
- 山砂利の採取という大規模な自然改変が長期間にわたり行われており、そのことが、将来にわたる地下水の水質への不安感につながっていると思われるため、 環境の保全、防災対策などの総合的な地域計画を示すことが必要である。

(2) 山砂利採取地内の地下水調査について

- 9か所の井戸水のモニタリングを行っており、2か所でひ素が、1か所で水銀が地下水環境基準を超えて検出されているが、再生土の搬入とは関係がないと思われる。
- 引き続き原因究明の調査を行うとともに、モニタリングを継続する必要がある。

(3) 青谷地域における井戸水の水質検査について

140か所中1か所の井戸で水銀が地下水環境基準を超えて検出されているが、 この井戸では平成3年頃にも検出されており、再生土の搬入とは関係ないと思われる。

検 査 の 概 要

項目	土壌調査(京都府実施分)	土壌調査(城陽市実施分)	調整池水質検査結果
検査の目的	有害な産業廃棄物に該当するか否かを 確認	再生土が周辺環境に影響を与えるおそ れがあるか否かを確認	再生土が周辺調整池の水質に影響 を与えているか否かを確認
検体採取方法	直接掘削で7検体を採取	直接掘削で21検体を採取 ボーリング調査で10検体を採取	再生土が搬入された場所の直近の 調整池5か所で採水
検体採取時期	平成17年11月	直接掘削:平成17年6月~18年11月 ボーリング調査:平成18年11月	平成18年9月
検査項目	有害な産業廃棄物の判定基準に定める 24項目 土壌環境基準が定められているふっ 素、ほう素及びpH	土壌環境基準に定める26項目及びpH	有害物質に係る水質環境基準に定める26項目及び p H
検 査 方 法	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方 法 JIS K 0102	土壌環境基準に定める方法	水質環境基準に定める方法
検 査 結 果	有害物質:すべて基準以下	有害物質:すべて基準以下	有害物質:すべて基準以下
	рН: 11.0~12.0	рН: 9.7 ~ 11.9	p H: 6.7~7.7 (平成19年4,5月 の検査では、6.5~7.7)

覆土の行政指導に至るまでの法的検証について

口論点

1 産業廃棄物であるとの判断について

山砂利採取跡地に搬入された再生土(搬入量16万 t /10 t ダンプトラック約16,300台分) のうち、平成16年3月頃から同年6月末頃までの間に搬入された3事業者の事業地内の約3,000台分を産業廃棄物と判断。

(理由)

- ① 報告徴収、立入検査で判明した物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思に基づき総合的に判断。
- ② 環境省に疑義照会を行ったところ、本府の判断でよいとの回答。

2 措置命令の発出について

産業廃棄物として判断した約3,000台分について、撤去の措置命令については発出できないと判断。

(理由)

措置命令の発出要件は、生活環境保全上支障*が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときであるが、以下の理由により、措置命令は発出できないと判断

- ① 搬入された再生土からは、土壌環境基準**を超える有害物質が検出されなかったこと
- ② 搬入された再生土は堰堤等に施工されており、崩落のおそれはなく、広大な敷地内で、周辺に人家等はなく、一般人が立ち入ることもできないこと

<参 考>

*生活環境保全上の支障:人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実 に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせる に相当な状態が生ずること

**土壌環境基準:人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが 望ましい基準

3 覆土の行政指導について

専門家の意見を踏まえ、搬入された約16,300台分全てについて高アルカリ対策としての 覆土(厚さ1mの覆土と転圧)の措置を山砂利採取事業者に指導。

(理由)

環境工学、土壌学、土木工学の専門家の「直ちには問題はないが、念のため、覆土の措置を行うことによって、アルカリの地下浸透を防止できる。」との意見を踏まえ、安全性に十分配意して覆土を指導。